

熊本地震被災宅地復旧支援のお知らせ

宅地耐震化推進事業

熊本地震により被災した宅地の擁壁の復旧等を公共事業として行います。
公共事業として行うため、対象工事にかかる自己負担はありません。

●要件（以下の①～③の要件をすべて満たすもの）

- ① 盛土（擁壁、斜面）の高さが2 m以上ある。
- ② 盛土（擁壁、斜面）の上に家屋が2戸以上ある。
- ③ 盛土（擁壁、斜面）の前に避難路、河川等がある。

※すでに復旧工事を行ったものは対象となりません。

※ひび割れ、目地詰めなどの補修工事のみは対象となりません。

被災宅地復旧支援事業（熊本県復興基金）

熊本地震により被災した、のり面・擁壁の復旧、地盤復旧、地盤改良、住宅基礎の傾斜修復工事費の一部を補助します。

●対象工事

- ① 復旧工事（宅地被害に対して原形に復旧することを基本とする工事）
 - ア. のり面の復旧工事
 - イ. 擁壁の復旧工事
 - ウ. 地盤の復旧工事
- ② 地盤改良工事（液状化が発生した区域における再度災害防止のための工事）
- ③ 住宅傾斜修復工事（住宅建屋の基礎の沈下又は傾斜を修復する工事）

※上記工事に関する調査及び設計費も含む。

※既に工事が完了しているものも含む。

※地盤改良工事については、液状化が発生したと見られる区域が対象。

●補助額

対象工事の経費から50万円を控除した額の3分の2を補助します。

※工事費1,000万円以上の場合、663万3千円を限度とします。

※補助金の申請は1宅地1回となります。

受付開始 4月21日（金）から

平日8時30分～17時まで

※ 詳しくは、甲佐町役場建設課までお問い合わせください。

【問い合わせ先】

甲佐町役場 建設課 管理係

TEL：096-234-1183